



令和4年8月23日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井 広伸

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記1の特定（産業別）最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金